

岐阜県飲食店換気対策支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、県内の飲食店において飲食業を営む者（以下「補助事業者」という。）が行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県飲食店換気対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「飲食店」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け営業する施設であって、知事が認めるものをいう。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を総括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を

締結し、これを利用している個人又は法人等

- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする個人又は法人等
- (10) 県税の滞納がある個人又は法人等

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付の対象としない。

- (1) 国、県、市町村等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業
- (2) 政治又は宗教を目的とする事業

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、別記第2号様式から別記第4号様式まで及び知事が別に定める書類を添えて、これを知事に提出するものとする。

- 2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 別表に定める補助対象事業間で経費の流用を行わないこと。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第6号様式により行うものとする。

- 2 知事は、規則第5条第1項の規定により補助金の交付の申請を調査した結果、交付しないことを決定したときは、別記第7号様式により当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

- 2 前項の申請の取下げをしようとする場合は、交付申請取下書（別記第8号様式）を知

事に提出するものとする。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書（別記第9号様式）に、別記第10号様式及び知事が別に定める書類を添えて、これを知事に提出するものとする。
- 2 令和4年1月1日から規則第4条の交付の申請をする日までの間に完了した補助対象事業については、当該交付の申請をもって規則第13条の規定による実績報告を行ったものとみなす。
 - 3 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

(額の確定)

- 第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第11号様式により行うものとする。
- 2 令和4年1月1日から規則第4条の交付の申請をする日までの間に完了した補助対象事業については、規則第5条及び第7条の規定による補助金の交付決定及びその通知をもって規則第14条の規定による補助金の額の確定及びその通知を行ったものとみなす。
 - 3 知事は、規則第14条の規定により補助金の実績報告の内容を調査した結果、交付決定内容に適合しないと認めたときは、別記第12号様式により当該申請した者に通知するものとする。

(立入検査等)

- 第11条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者から報告を求め、又は調査を行うことができる。

(暴力団の排除等)

- 第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

- 第13条 規則第21条第2号の知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第14条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあつては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

（補助対象事業の表示）

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後、補助対象事業により整備した物品等に、補助金を受けて事業を実施した旨を表示するよう努めるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手續その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日以後に実施した補助対象事業に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>飲食店において、換気対策のために設置する換気設備の設置工事（令和4年1月1日から令和4年10月31日までに完了する工事に限る。）</p>	<p>換気設備の設置工事に要する次の経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費（工事請負契約等により設置するものに限る。） ・ 資材費 ・ 施工費 ・ 運搬費 ・ 管理費 ・ その他知事が必要と認める経費 	<p>1 飲食店当たり 500 千円を上限（補助率 10/10）</p>
<p>飲食店において、換気対策のため設置する空気清浄機の購入（令和4年1月1日から令和4年10月31日までに購入するものに限る。）（上欄に掲げる事業を実施した場合に限る。）</p>	<p>空気清浄機の購入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）。ただし、1 飲食店当たり 1 台に限る。</p>	<p>1 飲食店当たり 100 千円を上限（補助率 10/10）</p>